

令和5年度事業報告

【総論および重点テーマの事業報告】

1. はじめに

ロシアのウクライナ侵攻から2年を過ぎたが民間人の犠牲者をだす攻撃が続けられ 1017 万人以上の人々が住む場所を追われ国内外へ避難を強いられている。昨年 10 月イスラエルのパレスチナガザ地区侵攻による軍事衝突によって3万人以上の犠牲者が出たと発表され国際社会から深刻な人道危機が憂慮されている。国外の出来事であるが、一日も早い終戦、人権侵害の停止、人道支援、法に基づく社会秩序および平和の回復を心から祈念する。また国内では、本年1月1日発生した能登半島地震によって石川県や北陸地方の広範囲に被害が発生した。犠牲となられた方々に心より哀悼の意を表するとともに被災された方々にお見舞いを申し上げる。

司法書士は、「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」を使命とするが、あらゆる場面でその真価が問われている。国内外の大きな出来事をとおし、「平和」、「人権保護」、「人道支援」がいかに大切かを学び、本会および会員の皆様それぞれが、日頃から、今いる場所で、社会的な課題、身近な問題に関心をもって、また日々の業務を通して社会経済的弱者の「権利擁護」へ取り組んでいかなければならない。

司法書士を取り巻く状況だが、昨年6月連合会定時総会で「司法書士法改正大綱」が承認された。主に①法律関係書類の作成、②登録前研修の義務化、③研修受講の義務化、④上訴審・民事執行の代理権、⑤司法書士会照会制度、⑥家事代理権、⑦依頼に応ずる義務廃止、⑧司法書士業務の電子化推進など新たな規定が盛り込まれ、業務の拡充と制度基盤整備を掲げている。連合会および単位会が一体となって次なる法改正に向けて動き出している。また「司法外交」の担い手としての司法書士を宣言し、業務の国際化を目指した事業、在外日本人の涉外事件の取り組み強化などが掲げられた。

DX 化を見越した登記原因証明情報の作成および認証権限の検討も推進している。実務では、所有者不明土地問題等解消のため改正された民事法制（民法、不動産登記法、国庫帰属制度等々）の段階的な施行が進んでいる。昨年4月新たな管理人制度（所有者不明土地建物管理人制度・管理不全土地建物管理人制度）および相続土地国庫帰属制度が開始した。民事訴訟手続きを適正かつ迅速なものとするため訴状や書面のオンライン提出、口頭弁論、争点

整理や和解におけるWeb会議などの内、本年1月Web会議の運用が開始した。本年4月司法書士業務において最も大きな影響を及ぼすであろう「相続登記申請義務化」も開始した。相続登記の専門家として市民への周知広報および相談体制の構築は社会的要請である。

本会の主な事業は、前年度に続き「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情」を4自治体に行なった。また条例改正を終えた自治体に対して「公営住宅運用状況に関する調査アンケート」を実施した報告書をまとめ県政記者クラブで「記者会見」を行った。その結果、沖縄市で条例改正が行われる成果を得た。昨年10月、志賀信夫先生（県立広島大学保健福祉学部准教授）をお招きして「貧困理論～貧困とは何かを考える～」のシンポジウムを開催し「権利擁護」への理解を深めた。

昨年10月15日、台北市地政士会（理事長李忠憲）の役員皆様（25名）が本会を訪れ「友好協定締結及び業務交流座談会」を開催し、両団体の「友好協定調印式」を盛大に執り行った。業務交流座談会では熱気あふれる活発な意見交換がなされた。マスコミ各社の取材もありテレビ、新聞で大々的に報道された。連合会が掲げる「司法外交」の一翼を担えるよう、台湾との友好を深め、法制度の研究、実務上の意見交換、人材交流など独自の業務国際化を進めたい。

新しい財産管理制度への対応として財産管理人等候補者名簿に関する規程および名簿の整備を行い、那覇地方裁判所本庁及び沖縄支部に対し「司法書士選任」の協議を行って受注拡大に取り組んだ。また実務で管理人業務に対応できるよう事例研修会を開催し執務向上に努めた。本年4月開始の「相続登記申請義務化」に向けた市民への周知活動として、政治連盟と連携して9市長を訪問し「相談センターの活用、ホームページの連携、講師派遣、チラシ配布等」の要請を行なった。また日高広報部長がNHK沖縄放送局の番組「ちゅらテレビ」へ出演して「相続登記申請義務化」のピーアールを行った。

その他、「法の日相談会」、「年末困りごと相談会」の開催、各支部・リーガルサポート・青年の会・沖縄士業ネットワークと共にまたは連携して各種相談会を開催した。

本年度は「会員同士の繋がりを意識した事業遂行」を重要テーマに掲げた。沖縄県では計4回「緊急事態宣言」が発令され、県民の社会経済生活のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症も、昨年5月「5類」へ移行したことで3年余り続いた行政が規制する仕組みから、個人の選択、自主的な判断が尊重される対応へ変わった。これを受け会議・研修会・相談会など全ての事業について集合でのリアル開催に積極的に取り組んだ。リアル開催に伴い会員間の交流の機会が増え、人間関係・信頼関係の構

築へ繋がった。しかしながら支部、会員全体を巻き込んだ大きな事業を実施できなかつたことは心残りとなつた。

最後に会員の皆様、各支部、リーガルサポート、政治連盟、青年の会、また縁の下で本会を支えた事務局の皆様から一つ一つの事業に対し多大なご理解とご協力を賜つた。そのおかげで一年間の事業執行を終えることができた。心から感謝申し上げるとともに引き続き市民に寄り添う法律家として法的サービスの拡充、司法書士制度発展のためお力添えをお願い申し上げる。

以下、令和5年度の各事業の詳細な執行状況について報告する。

2. 重要テーマ

(1) 事務局の体制強化

事務局は、本会事業の遂行、市民への法的サービス提供、司法書士業界発展の重要な要である。事務局の残業時間、休日出勤などの懸案事項が長年続いているため、本年度は、残業時間の短縮、事務負担の軽減や効率化、役割分担の明確化など働きやすい環境構築に取り組んだ。昨年4月から事務局の課題を洗い出し改善策を提案してもらうため、企業経営経験者をアドバイザーとして採用し週3日フルタイムで一年間勤務して頂いた。事務局が担うべき業務を洗い出し、各担当業務の可視化を行つた。またお互いの役割分担を明確化するため役割分担表を作成した。労働時間（人、時期、時間）を管理するため専用アプリを導入して勤怠管理の効率化を図つた。理事会の運営方法を見直して事務局の参加は原則18時迄とし、議事録作成等は理事が持ち回りで行う方法に変更した。休日の研修会、相談会等の開催は、部員または委員のみで実施することとし事務局は出勤しない対応に変更した。事務負担軽減のためメール配信会員への変更を呼びかけた。

(2) 部会・委員会の活性化

司法書士業務に関する法律や制度が大きく変化している。改正民事法制（民法、不動産登記、民事訴訟、国庫帰属法等）の段階的な施行が進み、司法書士にとって全く新たな業務も開始（財産管理、国庫帰属）した。また訴訟手続きのウェブ会議などが開始している。登記業務に関しても「完全オンライン申請」が行える環境の整備がされている。新たな業務への実務対応、最新情報の提供など専門分野を委員会が担っているが、現在の建て付けではカバーし切れない業務分野が出ている。そのため企画部では新たに「財産管理委員会」を立ち上げ財産管理業務全般の一本化を図つた。また年3回（7月、11月、3月）の委員長合同会議を開催し、各委員会の課題、役割、事業執行の擦り合わせを行いスムーズな事業遂行を心がけた。これと同時に企画部では、長年見直しされていない委員会の分掌や役割、定員について、新し

い法律や制度、デジタル化、会務の分担、会員が参加しやすい運営、活動しやすい組織など様々な面から検討を行った。次年度も引き続き市民への法的サービス拡充、会員へ情報提供、司法書士業界の発展のため委員会の体制について検討を推し進める。

(3) 相続関連業務の推進

高齢化が進行した社会へ対応するため相続法等の大幅な見直しがされ、新たな制度の創設（財産管理、国庫帰属）や改正法（遺留分、特別寄与）が段階的に施行されている。さらに本年4月から「相続登記申請義務化」が開始した。これら「相続関連業務」について市民へ周知するため広報活動、相談会開催を積極的に展開した。冒頭へ記載した広報活動以外にも自治体、団体への講師派遣。司法書士及び相続手続きに関する新しいテレビCM（3本）を制作して2ヶ月間放映した。ホームページやSNSでの発信をとおし市民への情報提供に努めた。また那覇地方法務局、沖縄公証人会と共に「『遺言・相続』講演会・相談会」を開催した。会場から溢れるほど来場者が訪れ、市民の相続手続きへの関心の高さ、司法書士への期待の大きさを感じた。専門家のアクセスがスムーズに行えるよう「相続相談センター」の運営を柔軟に行った。広報、相談事業の効果として相談件数の増加に繋がった。

(4) 事業全般で新たな企画発案

会員の資質向上、市民への新たな法律や制度の周知、法的サービスの拡充、新しい分野、社会的ニーズへ対応するため企画を凝らして事業へ取り組んだ。経理部では、クリスマスに合わせ会館にイルミネーションを設置し一般市民への司法書士の認知度アップ、好感度アップへ取り組んだ。研修部では、中小企業の事業承継が社会的課題であることから、事業承継支援に必要な知識習得のため、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄支援事務所から講師をお招きし「事業承継知識の取得講習」を全4回シリーズで開催した。企画部では、民事信託研究委員会が民事信託業務の増加を踏まえ、県外から川田光子司法書士（東京会）をお招きし委員会との合同で「民事信託に関する登記研修会」を開催した。広報部では法教育の一環として高校への講師派遣、自治体や団体への講師派遣を積極的に行った。相談事業部と研修部が連携して「講演会・相談会」に参加した会員への単位付与の仕組みを新たに構築し研修単位履修率の向上に努めた。その結果、令和5年度の所定単位履修率は60.8%と過去最高となった。その他執行できなかった事業もあるため次年度以降も新しい企画への取り組みを推進する。

(5) 会員同士の繋がりを意識した事業遂行

近年コロナ禍の影響もあり「会員同士の繋がり」が制限されていたが、会の良き伝統・文化を次世代へ承継して行けるよう活動及び事業全般を通して

交流を意識しながら執行に努めた。会員間の強い繋がりが、信頼と絆を深め、情報交換をとおして倫理や資質を向上させ執務および事業を推進する。研修会、相談会、部会・委員会の開催などは、出来るだけ集合でのリアル開催を心がけて取り組んだ。しばらく自粛していた支部総会への役員派遣、各支部および青年の会の忘年会への役員派遣、その他イベントへ役員が積極的に参加した。部員・委員への新入会員の登用を促進した。新入会員研修会の懇親会に役員が積極的に参加し新しい会員との交流を深めた。支部または会員全体を巻き込んだ交流事業の執行ができなかつたため次年度以降も親睦を深める事業を推進する。

【各部会および委員会の事業報告】

総務部

本年度重要テーマであった会員同士の「交流、繋がりの回復」については、具体的な事業を年度内に行えなかつたが、定時総会への会員の出席を増やすための検討や総会終了後の会員との意見交換会を企画した。

事務局の負担軽減・効率化を図るため、これまで事務局が作成していた毎月の理事会の議事録作成を、理事が分担しておこなうこととした。元テレビ局総務部長出身の方を1年間事務局として雇用し、その改善のための意見やアイデアを出してもらい、勤怠管理システムの導入、事務局メンバー各自の業務内容の把握により、今後の負担軽減・効率化、残業の削減の体制を整えた。事務局の月曜日のミーティングになるべく出席し、事務局の業務の内容の把握や改善について努めた。

市民からの苦情対応に関しては事務局に対応させるのではなく、総務部長から折り返すことを徹底し、事務局の負担軽減と、苦情対応に対する丁寧な対応を心掛けた。

当会は所定単位取得者（規則12条達成者）が前年度46.0%（令和3年度は37.3%）と8.7%改善したが、それでも全国ワースト3位という不名誉な状況であった。これを改善するよう、今年度も3月13日現在の取得単位を各会員に通知し、Web配信を利用した研修や、日司連研修総合ポータルを利用した研修履修の働きかけを行うなど執務姿勢および倫理の向上をはかかった。その結果所定単位取得者は今年度60.8%と更に改善した。

法律事務の専門家として、自由かつ公正な社会の形成に寄与するとの観点から、深刻な社会問題の一つである『貧困問題』に目を向け、権利擁護委員会が中心となり「貧困理論～貧困とは何かを考える～」を開催した。さらに

公営住宅の入居保証の廃止を求める陳情活動を昨年度から引き続き行った。公営住宅入居の際に保証人を必要とする条例の規定を削除した自治体へアンケート調査を行い、回答した8自治体全てが、規定削除による支障について「特に生じていない」と回答したことを受け、6月15日、県政記者クラブにて発表し、未だ条例が改正されていない自治体に向けてその改正を呼びかけた。

以下、前年度に立てた事業計画を基に詳細を検証報告する。なお、見出しへは前年度の事業計画を記載している。

【品位保持・執務姿勢】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 司法書士会市民窓口委員会を設置し、苦情に関して適切かつ迅速に対応する。

本年度における苦情処理は28件(申出に至った件数3件)であった。苦情申出書提出に至らないもの(勘違いも含む)は25件あった。綱紀違反が疑われるものはなかった。なお、基本的に苦情相談は事務局ではなく、総務部において対応し、内容等を整理し、明らかな勘違いや、綱紀違反とは言えない場合は、それを説明したり、当該会員への連絡等で納得してもらえれば終了対応し、そうでない場合は、苦情申し立ての手続きを説明し、苦情申立書が提出された案件に対しては、市民窓口委員会を開催し、適切かつ迅速に対応した。

*なお、苦情とは、①申出人名②相手司法書士③綱紀に関する明らかなものをいう。①②③のいずれかが明らかでない場合、元会員への苦情等は含めていない。

- (2) 会員の死亡や廃業における残務処理等のサポート体制を検討する。

本年度は具体的な体制づくりまでできなかつたが、具体的な事案において対応している案件があるので、その経験も踏まえ今後サポート体制を構築していきたい。

- (3) 業務に関する紛議調停の斡旋。

本年度における紛議調停案件はなかつた。

- (4) 研修部等の協力を得て、倫理研修を充実させる。

権利擁護委員会の協力を得て、令和5年10月28日(土)「貧困理論～貧困とは何かを考える～」と題した集合とWEB配信を組み合わせたハイブリット方式の研修会(講師:志賀信夫氏、安里長従会員)を実施した。研修部の協力を得て、令和5年11月18日(土)「司法書士制度の現状と今

後の展望について」と題し、日司連小澤吉徳会長、稻本信広専務理事を招いて司法書士の使命規定創設の意義、相続登記申請義務化等の法改正、日司連の取り組み、司法書士制度の今後の展望について講演会をハイブリット方式で行い、意見交換をおこなった。令和6年3月28日（木）「不動産取引の意思能力に関する裁判例」の日司連DVDを利用したハイブリット方式の研修を実施した。令和5年9月2日（土）九州ブロックの研修「民法・不動産登記法改正、相続登記義務化による司法書士の使命」のZOOMウェビナー受講の案内を行った。

(5) 日司連年次制研修会不参加・研修単位未達成の会員へ指導を行う。

年次制研修不参加の会員へは引き続き参加の呼びかけを行うとともに、令和5年10月21日（土）、年次制研修を集合またはWeb配信（一部会員について完全オンライン）にて開催し、対象者47名中、36名が参加した。

また、全会員に対して、令和5年11月29日付け「研修単位履修のお願い」と題する文書を総務部長名および研修部長名にて発信し、さらに、令和6年3月15日付け「研修単位履修のお願い」と題する文書を総務部長名および研修部長名にて全会員に対し発信し、3月13日現在の単位取得状況を知らせることで単位制研修の履修を促した。

また、未達成の会員に個別に連絡を行い、取得を促した。

(6) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。

規定の交付冊数以上の申込者には理由を記入してもらい、総務部長から当該申込者に利用方法について確認した上で決裁にて交付した。特に本年度は相続登記申請義務化の施行間近ということで年間5冊以上の申込が多くだったので、その使用方法について周知徹底した。

(7) 会則第105条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

本年度は会則第105条に基づく会員への指導は2件あった。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

今年度は行わなかった。

【登録調査委員会】

新入会員へ登録調査を行う。

本年度は新入会員11名の登録調査を行った。

【非司排除委員会】

本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請は、市民の権利侵害を招くものであるとの認識のもと、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発・違反行為防止対策の提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業界問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。

また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

令和5年度は非司調査は実施されなかった。

2. 非司行為への対応

(1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。

司法書士法等に違反すると思慮するものはなかった。

(2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかった。

(3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば警告等を行う。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかったので警告等も行っていない。

3. 業界問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

本年度、業界問題に関する研究・研修会の開催はできなかった。

【制度研究委員会】

1. 新設、改定した規則、規程、実施要領等が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。

(1) 沖縄県司法書士会会則一部変更 認可（令和5年11月8日）

(2) 特別事件報告書に関する規則制定

※犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条の改正規定の施行日

(3) 沖縄県司法書士会の業務広告に関する規則一部改正

令和5年5月21日施行

(4) 沖縄県司法書士会市民窓口設置規則の制定

令和5年5月21日施行

(5) 沖縄県司法書士会市民窓口の運営に関する規程

令和5年5月21日施行

- (6) 沖縄県司法書士会研修規則一部改正
令和5年5月21日施行
- (7) 沖縄県司法書士会不在者財産管理人、相続財産管理人及び所有者不明土地管理人等候補者名簿に関する規程
令和5年4月1日施行
- (8) 沖縄県司法書士会業務広告に関する規則の運用指針一部改正
令和5年6月6日改正
- (9) 沖縄県司法書士会委員会規程一部改正
令和5年8月1日施行
- (10) 沖縄県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程一部改正
令和6年2月6日施行
- (11) 沖縄県司法書士会司法書士相続相談センター運営要領一部変更
令和6年3月27日施行

2. 各種事務局手続きの印鑑廃止を検討する。

職印証明書の受け取り書などの印鑑をサインに変更するように検討した。

3. 男女共同参画のため、会の事業方針決定過程および会務活動への女性司法書士会員の参画拡大のための環境整備を検討する。

司法書士会においても男女共同参画推進の観点から議論を行い、連合会「子育て世代のための会務のあり方を考える車座ミーティング」事業の実施会の募集に申込みをおこなったが、先に上限の実施会5司法書士会の申込があり、応募が締め切られたということで、引き続き次年度申込をおこないながら環境整備をおこなうこととなった。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

- (1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

令和5年7月21日（金）、Web会議にて支部長会を開催し、令和5年度に開催予定の各種相談会における協力の要請および意見交換を行った。

- (2) 司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

上述のとおり支部長会を開催し、前年度と同様に①本会が主催・主体となって行う相談会は本会が責任を持つこと、②支部が市町村または市町村社協と契約している場合は支部が責任を持つこと、③支部が推薦または紹介をしている場合は、個人が市町村または市町村社協から委嘱を受けてい

る場合が多いので、当該個人が責任を持つこと、なお、本会・支部は必要な協力をを行う、ということを確認した。なお、市町村や市町村社協等からの依頼を受けて相談員を派遣しているのにもかかわらず、費用弁償を支部が行っている場合がある件については依頼元に費用弁償を御願いすることが確認された。

令和5年10月17日(火) 第2回支部長会(書面決議)、選挙管理委員を選任した。

2. 会員への情報提供

(1) 会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

非メール会員は令和4年度 20名(全会員数の約9%)から 13名(約6%)に改善した(令和6年3月31日現在)。

(2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供する。

ア 本年度も会員専用ホームページにおいて研修資料等を提供した。

イ 会員必携に掲載している規則等を会員専用ホームページで検索しやすいようリニューアルした。

3. 執務等の改善

(1) コロナ禍により開催出来ていなかった第50回桐友会が令和6年2月16日に開催され、法務局、土地家屋調査士会、公共嘱託土地家屋調査士会とともに意見交換をおこなった。また会終了後懇親会もおこない関係機関・関係団体と親睦を深め情報交換をおこなった。3月7日には桐友会連絡会が開催され、当会の担当委員も出席し、不動産登記および法人登記における具体的な要望・意見交換がなされた。

(2) 会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。

事務局が対応した意見や要望を、役員が正確に把握するだけでなく、なるべく役員が対応することにより会員からの意見や要望を事業執行や会員の執務に反映し改善できるよう努めた。

(3) 倫理性の維持および向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士行為規範」の周知徹底を図り、研修部と協力し、倫理の保持を目的とする研修を実施し、会員の執務指導を行う。

令和5年10月21日(土)、年次制研修を集合またはWeb配信(一部会員について完全オンライン)にて開催した(対象者47名中、36名参加)。

【自由かつ公正な社会の実現への寄与】

1. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

今年度は実施しなかった。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

令和6年3月9日（土）「令和5年度沖縄県司法書士会新人研修会」において法テラス登録の呼びかけを行った。

(3) その他

令和5年11月28日（火）13:00～17:00、Web会議にて法テラス地方事務所司法書士副所長会議が開催され、当会から法テラス沖縄地方事務所副所長である伊良皆進功会員が出席した。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、要望や意見を踏まえ同支部への協力・支援を行う。

(1) 成年後見研修会を共催した。

(2) リーガルサポート沖縄支部と当会の共催にて、次の事業を行った。

高齢者・障害者のための成年後見制度 公開講座・相談会

日 時 令和5年9月9日（土）13時～14時 公開講座

14時10分～16時 相談会

場 所 うるま市健康福祉センターうるみん

(3) 家庭裁判所主催、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート沖縄支部および本会で構成する三士会が令和5年10月31日（火）、令和6年3月22日（金）に開催され、本会からは福原淳会員を派遣した。

3. 権利擁護委員会等の協力を得て、引き続き多重債務相談、生活困窮者支援のできる会員の増加促進をはかる。

(1) 相談事業部、消費者委員会、権利擁護委員会の協力を得て「全国一斉年末借金・生活お困りごと 36時間LINE・電話相談会」を令和5年12月16日（日）10時～16時まで、沖縄県司法書士会館（電話相談）で行った。

青年の会と共に、「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」（4月30日（日）午前10時から午後4時まで、フリーダイヤル相談を実施し

た。

また青年の会が実施した「全国一斉生活保護相談会」（1月28日（日）午前10時から午後4時まで、当会会館）の後援をおこなった。

(2) 「借金が必ず減る」などとするネット広告を行う県外の弁護士・司法書士事務所（特に東京・大阪の事務所）に依頼することにより、不適切な債務整理に誘導されたり、金銭的な被害を受ける債務整理二次被害事例が相次いでであることから、11月16日に開催された県多重債務対策協議会及びヤミ金融被害防止対策会議において、その報告を行い、同会議において県政記者クラブでのマスコミ発表による注意喚起と県内専門家相談の周知の必要性を訴えた。また、12月22日に実施された県ヤミ金融等利用防止啓発活動及びヤミ金融等違法広告物除去活動に当会からも消費者委員会の協力を得て3名が参加した。

4. 昨年度から引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行う。

(1) 「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書」を提出しているが、未だ保証人要件廃止の条例改正がなされていないうるま市議会与党会派に6月19日に陳情を行い、同市の委員会に令和5年6月27日に参考人として出席し、南城市議会議員と令和5年11月7日勉強会をおこなった。沖縄市においては12月議会（12/21）において条例が改正され、令和6年4月1日から施行された。

(2) 令和4年度に保証人を不要とする条例改正を行った県と11市町村に対して、3月28日付けで「公営住宅の保証人規定削除後の状況に関するアンケート」を行い、その回答を集計し、令和5年6月15日県政記者クラブにおいて発表した。さらに未だ保証人要件廃止の条例改正を行っていない自治体の議員に対して、保証人廃止における懸念を払拭するための資料として活用した。

5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

多重債務問題が一時に比べて落ち着きを見せているとはいえ、物価高騰などを踏まえ、生活に困窮し不安を抱えている市民があり、会事務局にも対応する司法書士の紹介の問い合わせが一定数あるが、それらの相談に対応していない会員もあり、会事務局が相談先の調整に時間を割かれたり、その負担が特定の会員に集中している状況がある。司法書士に課された社会的責任に鑑み、できるだけ多くの会員に対応してもらうため、昨年度から引き続き債

務整理・ヤミ金の相談・受任、生活保護等の相談・支援可能な司法書士登録の呼びかけを行った。また、沖縄県消費くらし安全課主催の相談会に相談員を派遣した（詳細は相談事業部参照）。

【福利厚生および共済関係】

1. 共済制度の検討

- (1) 共済会費の納入については、会員のご協力により、3月31日現在の期末共済基金は、約金2億2千万円である。共済会の解散に向けて任意積立金の払込停止の呼びかけを行い、第2会費(任意)納入会員数は36名の16%から17名の7%に減少した。なお、共済会は、令和8年5月開催の総会において共済会を廃止する旨及び共済会に関する規則等の改正の承認を得て、令和9年5月開催の総会終了をもって解散する予定である。
- (2) 貸付金は、会館特別貸付金2,908万円と共済貸付金390万円(利用者7名)の合計3,298万円となっている。

【会務運営の安定および効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

事務局の労働時間の短縮、業務の効率化、執務規定等の労働条件、人員配置の適否、人事評価、給与規程、福利厚生等々について一部外部専門家への委託も含め環境が整いつつあるので、今後は、事務局内部の組織体制の強化、人材の育成に比重を置いて検討を行っていく。

事務局内部の組織体制の強化のため元テレビ局の総務部長出身者を、令和5年4月1日から1年の任期で採用を行い、事務局の執務体制の見直しのための各種提案を受け改善をおこなった。また月曜日の事務局ミーティングになるべく参加することにより、事務局の業務の把握や意見交換を行った。かねてから検討していた次期事務局長候補者を令和6年4月1日から採用した。

2. 新型コロナウイルス感染症への対策を引き続き行う。

感染症対策を徹底した。

3. IT技術の活用

IT技術等を利用することで、本会における理事会等を含めた事務運営についても効率化を図っていく

(1) 会議のペーパーレス化

本会で行われる全ての会議について完全ペーパーレス化を推進する。

本年度も理事会においては会議資料を当会ホームページ上にデータをア

ップすることでペーパーレスでの会議を行った。

(2) 会議開始時間の見直し

本会の行われる全ての会議について会議開始時間の見直しを検討する。

昨年度に各委員会との申し合わせ事項により、Web会議が活用され、また当会会館にて委員会を開催する際は、事務局の負担軽減の観点から開始時間を事務局の就業時間内とするよう改善された。また会のホームページの会員専用ページの会員必携において、申し合わせ事項を掲載し、各委員会・関連団体へ周知した。

【その他】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換を行う。

令和6年3月5日（火）四者協議会を開催し、情報および意見交換を行った。政治連盟から相続関連改正法（特に相続登記申請義務化）に関する広報活動の共同活動の実施要請、これまでの継続協議への意見照会、リーガルサポート沖縄支部からは令和5年度活動報告、令和6年度事業（相談会および研修会等）の協力について、沖縄県司法書士青年の会からは、企画する事業（相談・研修等）への協力の要請がされた。

2. 隣接職能団体および関係機関団体と協調、連携する。

- (1) 沖縄県土業ネットワーク協議会が令和5年7月14日（金）、令和5年9月11日（月）、令和6年3月21日（木）当番団体である税理士会の会館で開催された。
- (2) 同会主催による第12回親睦ゴルフコンペが令和5年8月19日（土）琉球ゴルフ俱楽部で開催された。当会安座間企画部長が優勝した。
- (3) 同会主催による「合同よろず相談会」が令和5年11月4日（土）沖縄県立博物館・美術館で開催された。
- (4) 当会と鹿児島県司法書士会における情報交換や交流として沖縄復帰の翌年1973年12月8日に発足した「南友会」の50周年記念誌を沖縄会と鹿児島会の協同で作成・発行し、この機会に沖縄が米国統治下に置かれた時期の登記制度等を中心とした法的な状況を知つてもらうとともに、南友会の設立の趣旨やこれまでの回顧を沖縄及び鹿児島の歴代会長等から寄稿してもらい、両県の各会員に広く共有してもらうこととし、その準備を行った。

3. その他

各種団体等への推薦・派遣は、別紙「推薦・派遣一覧（令和5年度）」記載のとおり。

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

1. 令和5年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。

令和5年度の一般会計および特別会計の予算の執行を日々行い、各月の決算書を作成し、理事会で報告を行った。

2. 令和5年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。

第1号議案乃至第3号議案のとおり、一般会計および特別会計の決算書類の作成を行った。

3. 令和6年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。

第8号議案乃至10号議案のとおり、一般会計および特別会計の令和6年度の予算案の作成を行った。

4. 経理部業務改善

会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努めた。

なお、前年度末のメール会員数は202名（全会員数の約91%）であったが、未登録会員に対して案内を行った結果、令和6年3月31日現在のメール会員数は216名で登録率は94%となった。

5. 財政基盤の強化

(1) 会館建設借入金の返済および修繕積立を着実に履行した。

本年度も会館建設借入金については、予算のとおり1100万円を返済し、修繕積立を着実に履行した。

(2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、電子書籍導入の検討等、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

今年度も、前年度に引き続きネットバンキングの利用により、事務局の労力軽減に加え振込手数料および会費振替経費の削減に努めた。

(3) その他

- ① 能登半島地震における被災司法書士会会員に対し、当会より 41 名の会員（法人を含む）から合計 563,300 円の義援金が集まった。
 - ② 周辺地域の雰囲気に併せて令和 5 年 12 月 11 日より司法書士会館をクリスマスイルミネーションでライトアップし、地域貢献を兼ねて司法書士の存在をアピールした。
-

企画部

1. 企画部内組織体制の検討について

企画部内に設置されている各委員会について、計 9 回企画部会を開催して、委員会の設置部署や委員会の再編について検討し、理事会においても協議を行った。

2. 財産管理特別委員会の設置の検討について

所有者不明土地問題等や新たな財産管理制度への対応や情報を発信するため、新たな特別委員会として財産管理特別委員会を設置した。

3. 業務推進について

不動産登記委員会、商業登記委員会、裁判事務委員会、権利擁護委員会、消費者委員会、涉外登記特別委員会、民事信託研究委員会、財産管理特別委員会をとおし、研修や情報提供を行った。

4. 委員会の活性化について

委員会の活性化として、「①委員会としての活動方針、事業計画および予算案の主体的な策定を行う。②委員会の主体的な活動を促進するため、研究費として予算組を行う。③多くの会員が会務へ参画できるような委員会の設営を検討する。④各委員長合同会議を年 3 回行う。」の 4 項目を掲げたが、多くの会員が会務へ参画できるようにするために、企画部内で委員会の再編について検討を行った。また、各委員長合同会議を 3 回開催し（7 月 7 日（金）、11 月 14 日（火）、3 月 11 日（月））、当該合同会議で各委員会委員長と事業の執行状況・予算・研究費活用の有無も含めて打合せを行い、企画部内のみならず必要に応じて研修部・相談事業部・広報部・総務部等の各部長にも参加してもらい、情報および問題点の共有を行った。

5. 企画部会・委員会の活性化について

令和 5 年 5 月に、新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症へ移行したこと

ともあり、集合しての研修会や会議の開催など、部会・委員会活動を活発に行つた。

令和5年度の各委員会における活動報告は、次のとおりである。

【不動産登記委員会】

1. 前年度から会員向けに「不動産登記委員会インフォメーション」として法改正等の最新情報や留意事項等に関するトピックを毎月提供しているところであるが、今年度も引き続き最新情報を適宜提供していく予定である。

令和5年9月より会務情報紙内に掲載している「不動産登記インフォメーション」を毎月発行した。今年度は相続登記の申請義務化にテーマを絞り、知っておくべき法改正等について下記のとおり紹介・情報提供を行つた。

- ・令和5年9月 新不動産登記法第76条の2について（日比正太郎委員長）
- ・令和5年10月 相続登記申請義務化及び相続人申告登記の概要
(比屋根敦委員)
- ・令和5年11月 遺贈及び死因贈与の場合（川崎暢彦委員）
- ・令和5年12月 遺料について（日比正太郎委員長）
- ・令和6年1月 相続人申告登記制度について（与那原育愛委員）
- ・令和6年2月 住所変更登記の義務化について（與儀信一委員）
- ・令和6年3月 まとめ問題（日比正太郎委員長）

2. マイナンバーカードの交付・保有率が令和6年3月現在で73.5%にまで増加した。今後は依頼者が電子署名を希望する場面が増えることが予想されるため、依頼者の電子署名を用いた不動産登記申請や、完全オンライン申請の普及に向けた研究を行う。

事例が集まらず、次年度も引き続き継続する。

3. 民法改正に伴い、とりわけ不動産登記業務に影響がある改正について、実際に取り扱った業務案件の情報を各会員より収集し、会員に情報提供していく。

会務情報紙内の「不動産登記インフォメーション」（上記1）にて情報を提供した。

4. 令和6年4月より、相続登記の申請が義務化されることを見据え、相続登記の必要性を県民に広く周知するための活動を行う。

今年度は対応できなかつたが、次年度で周知活動を行うよう検討する。

【商業登記委員会】

1. 桐友会連絡会への参加

令和6年3月7日（木）那覇地方法務局会議室にて、商業登記委員会から古堅宗男委員長が桐友会連絡会に参加した。

商業法人登記部門からの要望・留意事項につき、会員に周知を行った。

2. 研修の実施及び研究について

研修を行うことは出来なかつたが、会社組織再編（合併、分割等）を活用した事業承継などについて、研究を行つた。

【裁判事務委員会】

1. 民裁修習

午前の部 「ステップアップ民事事実認定第2版」を教材に事実認定の学習を行つた。（担当 青木徹会員）

午後の部 事例報告

ゼミ形式でディスカッションを重視し、集合研修を行うとともに、Zoomでも参加できるようにした。

第1回 令和5年4月15日（土）10時～14時 11名出席

（午後の部担当 中石耕一郎会員）

第2回 令和5年6月17日（土）10時～14時 11名出席

（午後の部担当 徳元秀敬会員）

第3回 令和5年10月14日（土）10時～14時 12名出席

（午後の部担当 中石耕一郎会員）

第4回 令和6年3月2日（土）10時～14時 15名出席

（午後の部担当 新城千夏・崎間考史会員）

以上、合計4回の民裁修習を行つた。

2. 民事訴訟IT化対応

（1）「民事裁判IT化研修」の開催

令和6年2月2日（金）17時～20時ハイブリッド方式 35名出席

講義 「民事裁判IT化と司法書士への期待」

講師 岩白啓佑司法書士

（日本司法書士会連合会民事裁判IT化対応ワーキングチーム委員）

デモンストレーション「WEB会議による模擬弁論準備手続」

裁判所で実際に使用されているMicrosoftTeamsで裁判事務委員会委員が

実演した。Zoom 参加者も体感できるように同時配信した。

(2) 「民事裁判 IT 化 WT 会議」への参加

日司連の「民事裁判 IT 化 WT 会議」に WEB で参加し、情報交換を行った。

3. 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

令和 5 年 8 月 1 日（火）、案内文で会員に活用を呼び掛けた。

令和 6 年 2 月 1 日（木）、締め切り間近のため、再度会員に活用を呼び掛けたが、申込がなかった。

4. 裁判事務関係書籍の紹介

各委員が 1 冊ずつ書籍を選定した。会報等への紹介記事掲載は未了であり、次年度実現を目指す。

5. 交通事故事件の受託促進

交通事故相談センターと連携した取り組みを目指したが、進展していない。

6. 裁判事務取扱司法書士拡大策の検討

委員会で議論を重ねている。

7. 委員会の開催

下記のとおり、委員会を 9 回開催した。

第 1 回 令和 5 年 7 月 25 日（火）午後 5 時 30 分～午後 7 時 Teams

第 2 回 令和 5 年 9 月 6 日（水）午後 5 時 30 分～午後 7 時 Teams

第 3 回 令和 5 年 10 月 17 日（水）午後 5 時 30 分～午後 7 時 Teams

第 4 回 令和 5 年 11 月 2 日（木）午後 5 時 30 分～午後 7 時 Teams

第 5 回 令和 5 年 12 月 4 日（月）午後 6 時～午後 7 時 Teams

第 6 回 令和 5 年 12 月 19 日（火）午後 6 時～午後 7 時 Teams

第 7 回 令和 6 年 1 月 12 日（金）午後 6 時～午後 7 時 会館

第 8 回 令和 6 年 2 月 19 日（月）午後 5 時 30 分～午後 7 時 Teams

第 9 回 令和 6 年 3 月 14 日（木）午後 6 時～午後 7 時 Teams

【消費者委員会】

1. 引き続き『多重債務事件処理の手引き』について改定すべき箇所がないか検討する。

本年度は検討できなかった。

2. 多重債務、ヤミ金、生活保護の相談や業務受任できる会員増加を目指して研修会を企画開催する。ヤミ金、街金への対策を強化する。

本年度は検討できなかった。

3. 県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議に参加し、積極的な意見を述べ、会員にフィードバックする。また同会主催のヤミ金ビラ剥がしへ参加する。

(1) 令和5年11月16日(木)、宮城拓委員長、安里長従委員が出席し、以下の照会及び問題提起を行った。会員へのフィードバックはできなかった。

① 貸金業登録を受けている業者がヤミ金業者と同様の貸付（違法な利息天引）を行っている事例について相談を受けたことがあるか。

② インターネット広告で、面談を行わない本土の大手司法書士法人に債務整理を依頼したが、多額の報酬を要求される等、多重債務者の生活再建に繋がらない事例が増えていることを紹介し、県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議において、こうした事例の注意喚起および県内専門家および支援団体・支援機関の周知を行うべきだと提案した。

③ 任意整理における経過利息（遅延損害金）、将来利息の定め方について一律かつ硬直的な運用は債務者の生活再建に重大な支障を招くことから個別の状況を踏まえた柔軟な対応を行っていただきたいとの要望がなされていること（日本貸金業協会沖縄県支部・一般社団法人沖縄県銀行協会事務局長）を周知した。

(2) 令和5年12月22日(金)「ヤミ金ビラ剥がし、利用防止啓発活動」へ宮城拓委員長、安里長従委員、城間順委員が参加した。

4. 成人年齢が引き下げられたことを踏まえ、高校生等を対象にした消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査研究を引き続き行う。

本年度は研究できなかった。

5. 多重債務問題、ヤミ金、消費者被害・トラブルの相談対応および業務受任できる会員を増やすための方策（ヤミ金対応マニュアルの作成等）を検討する。

(1) 委員会による相談会における相談対応については以下のとおり

① 「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」(4月30日(日)午前10時から午後4時まで、フリーダイヤル相談、青年の会との共催)の相談員に協力した。

② 「年末困りごと相談会」(12月16日(土)午前10時から午後4時まで、当会会館)の相談員に協力した。

③ヤミ金対応者への手当を支給するための予算要求を行う件については、支給条件としての活動内容及び支給額について検討したが、具体案の提示は行われなかつた。引き続き内容を検討する。

(2) 相談対応および業務受任できる会員を増やすための方策については本年度は検討できなかつた。

【渉外登記特別委員会】

1. 会員向け相談窓口の設置について

本委員会は、会員が日々直面する様々な業務上の課題や疑問に対応するために、専門の相談窓口を設置した。この窓口を通じて、会員からの受任案件に関する質問に対し、専門的知見をもって迅速かつ具体的なアドバイスを提供した。

2. 図書室にある書籍の紹介と渉外登記ハンドブック（手引き）の作成について

本委員会は、取り組みを進めていた中、急遽企画された台北市地政士会の交流会（後記エ）への尽力を注いだ。また、企画の再構成が必要であったため、次年度の事業として再構成することにした。

3. 九州ブロック新人研修会講師の担当について

九州ブロックにおける新人研修会の講師として、日高憲一委員長が登壇した。「沖縄の渉外登記の実務」について、実践的な知識と経験を基に100分間の講義を行つた。この講義では、沖縄特有の渉外登記の実務について、具体的な事例を交えながら詳細に解説した。

4. 台北市地政士会との友好協定及び業務座談会について

同事業については、広報部と渉外登記特別委員会が共同で開催した。この事業の詳細については、広報部の事業報告を参照のこと。

【民事信託研究委員会】

1. 情報の収集および研究について

「民事信託に関する情報のデータベース化」にあたり、信託登記手続きに関する事例等の情報を収集・研究し、データベース化の方法等について話し合つた。また、「研修会」の開催について、研修内容・研修形式・講師の選定等を話し合つた。

また、本年度は下記のとおり委員会を Zoom 会議にて 7 回開催した。

第1回令和5年7月26日（水）午後6時～午後8時

第2回令和5年8月24日（木）午後6時～午後7時30分

第3回令和5年9月22日（金）午後5時～午後6時

第4回令和5年10月19日（木）午後5時～午後6時

第5回令和5年11月20日（月）午後5時～午後6時

第6回令和6年1月11日（木）午後5時～午後6時

第7回令和6年3月19日（木）午後5時～午後6時

2. 研修会の開催について

令和6年2月22日（木）、「民事信託登記に関する研修会」をハイブリット方式にて開催した。

本研修会では、前半は日本司法書士会連合会（民事信託等財産管理業務対策部）より講師：川田光子氏（東京会）をお招きして講義形式の研修を、後半は沖縄会の宮城拓会員、榎本和幸会員より実例発表と川田講師及び研修受講者も交えた参加型の意見交換会を行った。

3. 情報の提供について

民事信託に関する情報をデータベース化するにあたり、外部業者と打ち合わせを行った。本会のホームページへのデータベース化については、他の委員会等との兼ね合いもあることから、仕様・活用方法について決まり次第進める。

【権利擁護委員会】

1. 法教育事業への取組み

子どもたちに、人権とは何か、なぜ大切なのか、自分で考え判断ができる法的思考力（リーガルマインド）を身につけてもらえるよう、法教育事業へ取組み、令和5年度配布用リーフレットの完成を目指す。

令和5年度の完成は出来なかったが、毎年1月に、司法書士会から講師派遣している事業に、法教育も追加されることになったので、その際に配布するパンフを作成するため、役割分担を行った。①貧困（安里長従委員）②労働（上原圭裕委員）③福祉（新城優子委員長）④人権（藤井遙香委員）で構成し、約20頁程度の小冊子にまとめるに決定した。

2. 研修会の開催

令和5年10月28日（土）、「貧困理論～貧困とは何かを考える～」（講師：志賀信夫氏（広島大学保健福祉学部准教授）、安里長従会員）をハイブリット方式にて開催し、参加人数は30名であった。

権利擁護、人権尊重の観点から、社会構造上の問題に目を向け、今私たちに出来ること「ひとり」にさせない、孤立を生まない社会が実現されるよう、自ら学び、会員にとっても有意義な研修会を企画検討し、深刻な社会問題の一つである『貧困問題』に目を向け、私たち司法書士はどうすればいいのか、そもそも「貧困とは何なのか？」と、改めて問うことは非常に重要なことであると考え、上記の研修会を開催した。

3. 債務整理だけにとどまらない貧困問題、人権問題、福祉に関する研究を行い、当事者の声を聴き、社会に対しても積極発信していく。その為に、賛同する会員、相談対応できる司法書士を増やしていく。

以前より沖縄県司法書士会においても取り組んでいる、安里長従委員を中心とした、「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情」について、公営住宅入居の際に保証人を必要とする条例の規定を削除した自治体へアンケート調査を行い、回答した8自治体全てが、規定削除による支障について「特に生じていない」と回答したことを、以下①のとおり県政記者クラブにて発表し、未だ条例が改正されていない自治体に向けてその改正を呼びかけた。また以下②のとおり、南城市の議員有志と、条例改正に向けた勉強会を行った。

①令和5年6月15日（木）（県政記者クラブ）

上原修会長、安里長従委員、新城優子委員長

②令和5年11月7日（火）（南城市市議会）

安里長従委員、藤井遙香委員

4. 沖縄県自殺対策会議へ参加し、積極的に意見交換する。また会員へのフィードバックを図るため、報告書を提出する。

令和6年3月15日（金）ZoomによるWeb会議形式にて開催された。沖縄県における年間自殺者数は、平成24年以降、300人以下で推移しているものの、依然自殺率は高く、全国平均を上回っている。また平成23年度に作成された支援者向けのハンドブックを改訂して欲しい旨の要請を行った。しかしながら、会員へのフィードバック（報告書提出）はできなかった。

5. 日司連の「経済的困窮者に対する法律支援事業」の広報及び審査を行い、助成金の活用実績を増やす。

令和2年度から実施されている連合会が行う支援事業の助成金活用を促すため、会員に向けた利用広報文を作成し周知した。本年度支援事業を利用した会員は、2名の4件であった。

6. その他

- ・令和5年4月30日（日）「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」（午前10時から午後4時まで、フリーダイヤル相談、青年の会との共催）に委員が相談員として参加した。
- ・令和5年7月21日（金） 第1回委員会開催
　　今年度の事業計画について具体的な話し合いがなされた。
- ・令和5年9月22日（金） 第2回委員会開催
　　10月の研修会について企画書が提出され、話し合いがなされた。
- ・令和5年11月23日（木）（Zoom）全青司人権擁護委員会主催
　　「全国法律教室担当者の交流会」に出席
- ・令和5年12月16日（土）「年末困りごと相談会」（午前10時から午後4時まで、当会会館）に委員が相談員として参加した。
- ・令和6年1月22日（月） 第3回委員会開催
　　法教育事業について、具体的に役割分担、話し合いがなされた。
- ・令和6年3月26日（火） 第4回委員会開催
　　今年度の事業報告、来年度の事業計画について話し合いがなされた。

【財産管理特別委員会】

1. 委員会の設置

令和5年4月1日よりスタートした所有者不明土地管理制度・管理不全土地管理制度では、国会の附帯決議で司法書士の「積極的な活用」が謳われていることから、従来の家庭裁判所からの推薦依頼に加え、地方裁判所から新制度の管理人推薦依頼が来ることが予想される。また、遺産承継業務等の司法書士による財産管理に対する市民の需要も高まっている。

これらに対応するため、これまで会員が行ってきた不在者財産管理人・相続財産管理人（清算人）、新しい財産管理制度の実務事例を収集・研究し、新制度も含め財産管理業務全体について会員が適切に業務執行できるよう情報発信することを目的に、令和5年度から新しく、財産管理特別委員会を設置した。

初年度は、委員4名でスタートし、ZoomとChatworkを使って委員会を5回開催した。

2. 研修会の開催

令和6年3月9日（土）、委員会で検討した新しい財産管理制度と不在者・

相続管理人等の実務事例報告、会員との意見交換形式の研修会を「財産管理制度の全体像と改正点の概要、財産管理業務の事例報告・意見交換」（講師：渡口慎也会員、福原淳会員、伊良皆進功会員、仲與根巧会員）と題し、ハイブリット方式にて開催した。

受講後アンケートを実施したところ、実際の事件を題材にしたことと、多くの会員と意見交換が出来たことが好評だった。

3. 遺産承継業務の研究

新しい所有者不明土地・管理制度の外、既存の財産管理制度の整理検討に時間を要し、遺産承継業務の検討まで至らなかった。

広報部

従来の当会が常設している「司法書士総合相談センター」、「沖縄県司法書士相続相談センター」等の相談窓口についての広報活動をはじめとして、毎年行われている役員変更登記はお済みですか月間、相続登記はお済みですか月間、法の日などの無料相談について、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙、当会ホームページ等の広報媒体を利用して県民向けに広報活動を行った。

また、会員に対しても、会員が求める情報の把握に努め、会務情報紙、会報等を通じて、会員に必要な情報を発信した。

本年度は、社團法人台北市地政士公會との友好協定書の締結という新しい事業として海外の専門職団体との連携を展開した。

1. 相談事業の広報について（詳細については巻末資料を参照）

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター（沖縄市、うるま市）」、「やんばる司法書士総合相談センター」がある。そこで、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等で相談センターの広告を行った。

(2) 「沖縄県司法書士相続相談センター」の広報について

沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等での広告を行った。テレビCMでの広告を行った。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間（令和5年5月）

令和5年5月の1か月間を「役員変更登記はお済みですか月間」として、

会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせ、沖縄タイムスへの掲載を利用して広報を行った。

(4) 消費者月間関連事業(令和5年5月)

令和5年5月の1か月間を「消費者トラブル対応月間」として、会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(5) 「法の日」司法書士無料法律相談会

令和5年10月1日（日）から同月7日（土）までの間で各支部が設定する日程により「法の日」司法書士無料法律相談会が電話または面談で開催されるにあたり、県内の全市町村、一部離島を除く県内の45箇所の社会福祉協議会、県内の各法務局へのポスター配付を行い、また、県内新聞二紙、週刊レキオ、週刊ほーむぷらざ、週刊かふう、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行った。

(6) 全国一斉年末借金・生活お困りごと36時間LINE・電話相談会

令和5年12月16日（土）10時から16時に開催された「全国一斉年末借金・生活お困りごと36時間LINE・電話相談会」について、当会ホームページの一般向けお知らせ、Facebookページを利用して広報を行った。

(7) 相続登記はお済みですか月間(令和6年2月)

令和6年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、県内新聞二紙、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行った。

2. 法務局の共催または後援事業の広報について

(1) 司法書士の日記念事業

「相続登記の義務化、知っていますか？講演会・無料相談会（令和5年8月5日（土）午後1時から午後4時まで、沖縄県教職員共済会館「八汐荘」）のための広報活動を行った。（相談会は台風のため中止）

(2) 「相続登記」、「自筆証書遺言・公正証書遺言」の無料公開講座

司法書士・法務局職員・公証人による「相続登記」、「自筆証書遺言・公正証書遺言」作成のための公開講座&無料相談会

令和6年2月17日（土）に当会、那覇地方法務局、沖縄公証人会の3団体共催で行った司法書士・法務局職員・公証人による「相続登記」、「自筆証書遺言・公正証書遺言」作成のための公開講座&無料相談会について、県内新聞二紙、宮古毎日新聞、宮古新報、八重山毎日新聞、週刊レキオ、タイムス住宅新聞、週刊ほーむぷらざ、当会ホームページの一般向けお知

らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行った。

また、那覇地方法務局協力のもと、県内の全市町村・全社会福祉協議会・全法務局・一部金融機関へポスター配付をし、3団体で県内新聞二紙へイベントPR訪問を行った。

3. 会報及び会務情報紙の発行について

(1) 会報

本年度は、年1回の会報を発行した。内容としては、当会、関連団体の動向や会員に興味を持っていただける記事の掲載を心掛けた。また、司法書士業関連業者に対し、会報に対する協賛広告1件あたり1万円を募り、年度内8件の協賛広告を得た。会報については、執筆していただける会員皆様のご協力があつてのことなので、今後も会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

(2) 会務情報紙

例年通り、毎月1回会務情報紙を発行した。内容としては、毎月開催される理事会レポート、当会イベント等のスケジュール、会員異動、各部および各委員会の会議議事録・インフォメーション等を掲載している。

4. 当会公式 Facebook ページについて

当会公式 Facebook ページは、当会の相談会、司法書士制度の広報等に利用しているが、情報の更新等がスムーズに行われなかつた。

5. テレビ CM の放映について

令和4年度に制作された沖縄県司法書士会テレビ CM に加えて、相続登記申請義務化に向けて、また、相談事業における講演会・相談会に向けたテレビ CM を制作した。CM を放映し県民に広く司法書士制度の広報と「相続といえば司法書士」であることを積極的に広報した。

6. 有料広告について

(1) 令和5年度も新聞広告、当会ホームページ等を中心として県民がどのような需要を求めているか柔軟かつきめ細かに内容を検討して発信を行つていつた。

(2) テレビ報道

沖縄ちゅらテレビにおいて「学ぼう！相続登記」2月 16 日金曜日 11 時40 分から、那覇地方法務局の新城安朝首席登記官と当会から日高憲一広報部長が生出演した。この内容は好評だったため再放送された。また、

QAB（琉球朝日放送）ビジネスキャッチャーという番組の中で当会の相談会の告知が数回報道された。

7. その他

(1) 県内離島の広報活動について

宮古、八重山は人口5万人前後を有する地域であり県内と同様の広報活動が必要である。またその他の離島各地における司法書士出張相談業務も、当会の重要な事業の一つで、先島をはじめとする離島各地においての地域の新聞社を利用して相談会の広報をしている。

(2) 会長声明について

今年度は、会長声明は行われなかった。

(3) ホームページの充実

他の部会、委員会と連携しながら、研修資料、会議資料等のダウンロードなど、ホームページを有効活用できる仕組みづくりを企画検討した。実現について次年度へ持ち越された。

(4) 様々な社会資源の活用

地域団体、地域イベント、公共施設、学校、SNS等の広報活動において有効に活用できる様々な社会資源については、検討したところ、相続登記の申請義務化について講師派遣を展開した。沖縄赤十字病院や那覇市石嶺公民館へ司法書士を派遣した。

(5) その他の広告について

①台北市地政士公會との友好協定書の締結について

令和5年度における国際協力事業の展開として、当会は社團法人台北市地政士公會との間で新たな友好協定書を締結した。この協定は、国境を超えた専門職団体同士の連携の強化を目指すものであり、本年度に導入された革新的な事業である。調印式の主な内容は、(i) 業務座談会 (ii) 友好協定書の締結 (iii) 懇親会であった。

本協定の成立により、我々は相続手続きをはじめとする台北市の司法書士会との情報共有が可能になり、沖縄と台湾間の相続手続きをスムーズに進めることができた。特に戸籍の取得についてはお互いに専門部署が設置されている。

なお、本協定の締結状況は、マスメディアによって広く報道され、インターネットで視聴ができる（NHK 沖縄や琉球朝日放送）。

②相続登記申請義務化に伴う市長訪問

上原修会長及び日高憲一広報部長、県政治連盟から徳元秀敬会長、大城健幸幹事長らで県内9市長（糸満市、那覇市、豊見城市、浦添市、沖縄市、

うるま市、名護市、宜野湾市、南城市）を訪問し、広報活動の周知徹底と協力関係の強化を図った。なお、那霸市においては、固定資産税納付書に同封されたチラシには司法書士会の連絡先が記入されている。今後の更なる広報活動が期待される。

研修部

本年度は、新型コロナウイルス感染症による制限が感じられなくなった年度ではあったが、コロナ禍で培ってきた集合とWeb配信を組み合わせたハイブリッド方式（以下、単に「ハイブリッド方式」という。）による研修会を実施した。研修内容の充実および機会を拡充し、研修単位取得率の向上を努めたところ、令和5年度における当会会員の単位制研修の所定単位取得達成者の割合は60.8%となり、前年度より14.8%向上した。以下、研修事業に関する報告を行なう。

1. 会員研修

以下のとおり、甲類について38.5単位、甲類（倫理）について7.5単位、合計46単位の研修を行った。

（1）単位制研修

ア 倫理に関する研修

- ① 下記②のとおり。
- ② 令和5年11月18日（土）、「司法書士制度の現状と今後の展望について」（講師：小澤吉徳（日司連会長）、稻本信広（日司連専務理事））（甲類倫理3単位）をハイブリット方式にて開催した。
- ③ 令和6年3月28日（木）、「不動産取引の意思能力に関する裁判例」（日司連映像ライブラリ視聴）（甲類倫理2単位）をハイブリット方式にて開催した。

イ 新法・法改正に関する研修

- ① 令和6年1月20日（土）、令和5年度業務研修会（不動産登記分野）「共有に関する諸問題」（甲類4.5単位）を集合（日司連からの同時配信、以下単に「同時配信」という。）にて開催した。
- ② 下記⑤のとおり。

ウ 不動産登記に関する研修

上記（1）イ①ないし②のとおり。

エ 商業・法人登記に関する研修

令和5年度業務研修会（企業法務分野）「渉外商業登記入門～開業・事業開始～」（日司連DVD視聴）（甲類4.5単位）を令和6年2月7日（水）、

2月14日（水）、2月28日（水）の3日間に分けてハイブリッド方式にて開催した。

オ 裁判実務に関する研修

- ① 令和5年4月15日（土）、第1回民裁修習（甲類4単位）（裁判事務委員会関連）をハイブリッド方式にて開催した。
- ② 令和5年6月17日（土）、第2回民裁修習（甲類4単位）（裁判事務委員会関連）をハイブリッド方式にて開催した。
- ③ 令和5年10月14日（土）、第3回民裁修習（甲類4単位）（裁判事務委員会関連）をハイブリッド方式にて開催した。
- ④ 令和6年2月2日（金）、「民事裁判IT化」研修会（講師：岩白啓佑（日司連民事裁判IT化対応委員会委員）、青木徹会員、崎間考史会員、新城千夏会員、高江洲義直会員、南しのぶ会員）（甲類3単位）（裁判事務委員会関連）をハイブリッド方式にて開催した。
- ⑤ 令和6年3月2日（土）、第4回民裁修習（甲類4単位）（裁判事務委員会関連）をハイブリッド方式にて開催した。

カ 財産管理業務に関する研修

令和6年3月9日（土）、「財産管理制度の全体像と改正点の概要、財産管理業務の事例報告・意見交換」研修会（講師：渡口慎也会員、福原淳会員、伊良皆進功会員、仲與根巧会員）（甲類2単位）（財産管理委員会関連）をハイブリット方式にて開催した。

キ 信託に関する研修

令和6年2月22日（木）、「民事信託登記に関する研修会」（講師：川田光子司法書士（東京会）、宮城拓会員、榎本和幸会員）（甲類2.5単位）（民事信託研究委員会関連）をハイブリッド方式にて開催した。

ク 渉外登記に関する研修

上記（1）エのとおり。

ケ 消費者問題に関する研修

開催されなかった。

コ 権利擁護に関する研修

令和5年10月28日（土）、「貧困理論～貧困とは何かを考える～」（講師：志賀信夫氏（広島大学保健福祉学部准教授）、安里長徳会員）（甲類倫理2.5単位）（権利擁護委員会関連）をハイブリット方式にて開催した。

サ その他実務に関する研修

事業承継に関する研修会として、①令和5年9月20日（水）「事業承継の基礎知識と事業承継・引継ぎ支援センターの活用」（講師：佐藤英

彦氏（沖縄県事業承継・引継ぎ支援センタープロジェクトマネージャー）、荻堂聰久公認会計士（中小機構沖縄事務所中小企業アドバイザー）（甲類 1.5 単位）、②10月 23 日（月）「事業承継の会計・税務の基礎知識について」（甲類 1.5 単位）（講師：荻堂聰久公認会計士）、③11月 27 日（月）「事業承継の法務及び事例検討について」（講師：久保以明弁護士、荻堂聰久公認会計士）（甲類 1.5 単位）、④12月 20 日（水）「事業承継の流れ（復習）および事例紹介について M&A（第三者承継）を中心に」（講師：荻堂聰久公認会計士）（甲類 1.5 単位）と 4 回コースでそれぞれハイブリッド方式にて開催した。

（2）年次制研修

令和 5 年 10 月 21 日（土）、年次制研修を集合または Web 配信（一部会員について完全オンライン）にて開催した（対象者 47 名中、36 名参加）。

2. 日司連・九州ブロック、各支部、その他関連団体による研修会への参加を奨励する。

以下の研修会への参加を奨励した。

ア 日司連年次制研修会

上記 1.（2）のとおり。

イ 日司連業務研修会

- ① 令和 5 年 10 月 14 日（土）令和 5 年度業務研修会（企業法務分野）
「渉外商業登記入門～開業・事業開始～」（Web 配信）
- ② 令和 5 年 11 月 18 日（土）令和 5 年度業務研修会（その他分野）
「遺言執行者の実務」（ハイブリッド方式）
- ③ 令和 6 年 1 月 20 日（土）令和 5 年度業務研修会（不動産登記分野）
「共有に関する諸問題」（Web 配信）
- ④ 令和 6 年 1 月 27 日（土）研修会「IT 化された裁判手続の現在地～改正民訴法成立後の動きと実務～」（Web 配信）
- ⑤ 令和 6 年 1 月 28 日（日）未成年後見に関する研修会（（公社）成年後見センター・リーガルサポートとの共催）（ハイブリッド方式）
- ⑥ 令和 6 年 2 月 4 日（日）「司法書士業務のためのメンタルヘルス対応・セルフケア研修会」（メンタルヘルス・ファーストエイド研修会）（Web 配信）
- ⑦ 令和 6 年 2 月 19 日（月）令和 5 年度商業登記分野研修会「各種法人の役員変更登記の横断的整理～任期を制するものは、顧客の人気も制す～」（Web 配信）
- ⑧ 令和 6 年 3 月 2 日（土）令和 5 年度不動産登記研修会「相続登記申請

義務化に関する研修会」(Web 配信)

⑨ 令和 6 年 3 月 3 日 (日) 令和 5 年度子どもの権利に関する研修会
(Web 配信)

⑩ 令和 6 年 3 月 9 日 (土) 研修会「民法・不動産登記法改正と相続にまつわる不動産登記訴訟実務」(Web 配信)

ウ 日司連中央研修会

令和 5 年 12 月 9 日 (土) 「L G B T Q + (セクシュアル・マイノリティ) の理解と司法書士業務」(集合)

エ 中央新人研修

オ 九州ブロック会員研修会

令和 5 年 9 月 2 日 (土) 「民法・不動産登記法改正、相続登記義務化による司法書士の使命」(ハイブリット方式)

カ 九州ブロック新人研修会

当会より安里長従会員、宮城拓会員、仲與根巧会員、日高憲一会員の 4 名が研修講師を務めた。

キ 支部研修会

開催されなかった。

ク その他

令和 6 年 1 月 31 日 (水)、業務効率化研修会「業務負担の軽減による質的生産性向上」(沖縄県司法書士青年の会、同大分会、同長崎会、同宮崎会共催) (Web 配信)

3. 関連団体との共催

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催

令和 5 年 8 月 26 日 (土)・27 日 (日)、10 月 26 日 (木)、11 月 25 (土)・26 日 (日)、令和 6 年 1 月 27 日 (土)・28 日 (日) の日程にて、集合研修会を開催した。

4. 相談事業部との連携

相談事業部と連携し、新入会員に対して、令和 5 年 9 月 9 日 (土) 開催の「高齢者・障害者のための成年後見制度公開講座・相談会」及び 12 月 16 日 (土) 開催の「年末困りごと相談会」への同席研修・相談会への参加を奨励し、相談技法を研修する機会として、これに参加した新入会員へ研修単位を付与した。

5. 新入会員研修

(1) 新入会員配属研修

対象者 1 名が、会員 1 名の事務所にて配属研修を行った。

(2) 新入会員研修

令和 6 年 3 月 9 日（土）、集合にて開催した（講師：諸見里安敏副会長、福原淳副会長、佐久川聰研修部長、研修部員上原洋子、同照屋隆二、同上原恵美、同城間順）（研修対象者 22 名中、18 名参加）。研修終了後には懇親会を開催し、役員・研修部等 13 名、研修対象者 17 名が参加し、情報交換、交流を深めた。

6. 補助者実務研修

令和 6 年 3 月 16 日（土）、「相続の実務が変わる～相続登記義務化のポイント～」（講師：城間順研修部員）をハイブリッド方式にて開催した。なお、当該研修会を受講した会員については甲類 1.5 単位付与した。

7. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

単位制研修の所定単位達成には、倫理単位が年間 2 単位以上必要なところ、上記 1 (1) ア①、同②、同③のとおり、倫理単位 7.5 単位分の研修会を当会で開催した。

(2) 年次制研修不参加の会員への指導を徹底する。

本年度の年次制研修について、やむを得ない事由等により欠席者がいたため、対象者 47 名中 36 名参加の 76.5% の参加率であった。欠席した会員については、令和 6 年度に引き継ぎ、受講するよう積極的に促していく。

(3) 研修単位取得達成率の向上に努める。

ア 会員全員に対して、令和 5 年 11 月 29 日付けて「研修単位履修のお願い」と題する文書を総務部長名および研修部長名にて発信し、単位制研修の履修を促した。

イ 令和 6 年 3 月 15 日付け「研修単位履修のお願い」と題する文書を総務部長名および研修部長名にて全会員に対し発信し、3 月 13 日現在の単位取得状況を知らせることで単位制研修の履修を促した。

(4) 研修運営の IT 化に伴う、各会員向けサポート体制を充実させる。

コロナ禍での研修 Web 化に対する会員の慣れや前年度以前の研修部の取り組みにより、Zoom での研修受講を苦とする会員はおおむね減少してきていると感じる。本年度は、事務局を窓口として Zoom 操作のサポートを行った。

(5) Web 配信または集合と Web 配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修について改善を図る。Web 配信での研修運営にあたり、各種アプリケーションの機能（例 Zoom ウェビナー・オプション・ブレイクアウトルーム等）を積極的に取り入れる。

ア 当会が運営する研修会のうち、日司連の研修会を同時配信する以外の研修会については全てハイブリッド方式での研修開催とし、ハイブリット方式での研修会を 17 回行った。

イ 年次制研修について、Zoom アプリケーションのブレイクアウトルーム機能を用い、Web 配信でのグループディスカッションを昨年度に引き続き行った。

(6) 各委員会が企画する研修会について運営面でのサポートを充実させる。研修部と事務局で役割分担や連携をして、各委員会によるハイブリット方式での研修運営についてサポートを行った。

(7) 司法書士業務に関する法律分野だけに限らず、経営、人材育成、社会テーマなど、従来の枠組みにとらわれない分野について、他専門職能、機関、団体等を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

上記 1 (1) のとおり、広島大学保健福祉学部准教授の志賀信夫氏を講師としてお招きし、貧困に関する研修会を開催した。また、上記 1 (1) サのとおり、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センターや中小機構沖縄事務所といった団体、荻堂聰久公認会計士、久保以明弁護士といった他専門職能をお招きし、事業承継に関する研修を開催した。

(8) 事務局に依存しない研修運営方法の構築をする。

ア 研修の開始から終了までの進行や運営は、研修部 2 名体制で行うこととした。

イ 会場設営等の事前準備について、平日夜に開催される研修会は、研修当日の事務局の業務時間内で会場設営をしてもらい、土日祝日の休日に開催される研修会は、前日等の平日の業務時間内で会場設営をしてもらうこととした。事務局の平日の残業や休日出勤が無いようできる限りの努力をした。

相談事業部

1. 相談事業の充実

令和 5 年度は、次の相談事業を行った（詳細については巻末資料掲載のとおり）。

(1) 定例の無料相談の実施

ア 司法書士総合相談センター

① なは司法書士総合相談センター

週2回、火曜日・木曜日 14時から16時まで、当会会館

② ちゅうぶ司法書士総合相談センター

毎月1回、第2金曜日 14時から16時まで、沖縄市役所

毎月1回、第3水曜日 14時から16時まで、うるま市役所

③ やんばる司法書士総合相談センター

毎月1回、第3水曜日 14時から16時まで、名護市産業支援センター

イ 司法書士相続相談センター

① 沖縄県司法書士相続相談センター

当会会館 週1回、水曜日 14時～16時

② 相続相談センターナン簿登載会員事務所での相談

初回相談無料にてナン簿登載会員への配てん

ウ 司法書士物損交通事故相談センター

物損交通事故事件に関してナン簿登載会員への配てん

(2) 連合会、九州ブロック会との協働

ア 5月「役員変更登記はお済ですか月間」「消費者トラブル対応月間」

(5月1日から31日までの1か月間) 期間中の当会会員事務所での無料相談

イ 司法書士の日記念事業「相続登記の義務化、知っていますか?講演会・無料相談会(令和5年8月5日(土)午後1時から午後4時まで、沖縄県教職員共済会館「八汐荘」)は台風による影響のため中止とした。

ウ 10月「法の日」

① 司法書士法律相談会(10月1日(日)午前10時から午後4時まで、名護市21世紀の森体育館。10月2日(月)午前10時から午後4時まで、宜野湾市役所・沖縄市役所・うるま市役所・嘉手納町役場。10月7日(土)午前10時から午後4時まで、宮古島市働く女性の家・石垣市結い心センター)。10月11日(水)午前10時から午後4時まで、中城村吉の浦会館。

② フリーダイヤル相談(10月1日(日)午前10時から午後4時まで)

③ 10月1日(日)から7日(土)までの間、当会会員の各事務所での無料相談

エ 年末困りごと相談会(12月16日(土)午前10時から午後4時まで、当会会館)

オ 相続登記の申請義務化に向けた全国一斉「遺言・相続」相談会・2

月「相続登記はお済みですか月間」（2月1日から2月末日までの1か月間）

①「遺言・相続」講演会・相談会（2月17日（土）午前10時から午後4時まで。那覇地方法務局那覇第1地方合同庁舎、那覇地方法務局・沖縄公証人会との共催）

②期間中の当会会員事務所での無料相談

カ 3月「その請求に困ったら司法書士へ」については実施されなかった。

(3) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との協働

高齢者・障害者のための成年後見制度公開講座・相談会「相続登記の義務化と成年後見制度」（9月9日（土）午後1時から午後4時まで、うるま市健康福祉センターうるみん、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催）

(4) 沖縄県司法書士青年の会、全国青年司法書士連絡協議会との協働

ア 「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」（4月30日（日）午前10時から午後4時まで、フリーダイヤル相談、青年の会との共催）

イ 「全国一斉子どものための養育費相談会」（9月2日（土）午前10時から午後4時まで、当会会館、青年の会との共催）

ウ 離島巡回相談（司法過疎地域巡回法律相談）（11月11日（土）粟国村離島振興総合センター、1月20日（土）座間味村コミュニティセンター、2月10日（土）渡嘉敷村中央公民館、青年の会との共催）

エ 「全国一斉生活保護相談会」（1月28日（日）午前10時から午後4時まで、当会会館、青年の会への後援）

(5) 法務局との協働

ア 上記(2)オ①「遺言・相続」講演会・相談会

イ 自筆証書遺言書保管制度利用促進のための休日相談会（11月19日（日）午前10時から午後3時まで）への相談員派遣

(6) 相談先会員の紹介、斡旋

2. 各種相談員の拡充及び強化並びに相談システム運用の改善など

(1) 相談員の拡充及び養成

ア 相談員の募集及び名簿調製

上記1.(1)ア、イの司法書士総合相談センター・司法書士相続相談センターの相談員募集及び相談員名簿の調製をおこなった。

イ 各種相談・回答事例集の整理及び作成検討

各種相談事例及び回答事例集の整理及び作成例を検討した。

ウ 研修部との連携

研修部と連携し、新入会員に対して上記 1. (2) エ及び同 (3) の相談会への同席研修・相談会への参加を奨励し、これに参加した会員へ研修単位を付与した。

(2) 司法書士総合相談センター相談受付・管理システムの導入

令和 3 年 10 月より全国の司法書士会で順次運用が開始されている司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（以下「NCMS」という。）について、当会での導入準備をおこなった。

(3) ホームページからの相談受付システムなど

広報部と連携し、当会ホームページからの相談受付方法などについて検討した。

(4) 司法過疎地域からの相談について

離島等司法過疎地域の相談者に対し、電話による相談に加えて、上記 2. (2) で準備をすすめる NCMS での Zoom 等を利用した Web 相談対応を検討した。

3. 行政、関連団体及び関係機関との連携

(1) 行政等への協力

ア 国、県、市町村又は関連団体への派遣、紹介

- ① 暮らしの総合行政相談所（定例・特設）（那覇市）への相談員派遣
- ② 春の一日合同行政相談所（6 月 9 日（金）午前 10 時から午後 4 時まで、糸満市役所。6 月 30 日（金）午前 10 時から午後 4 時まで、サンエー経塚シティ）への相談員派遣
- ③ 秋の一日合同行政相談会（10 月 18 日（水）午前 10 時から午後 4 時まで、沖縄市役所、10 月 27 日（金）午前 10 時から午後 4 時まで、サンエー那覇メインプレイス）への相談員派遣
- ④ 司法書士による相談会（定例）（金武町）への相談員派遣
- ⑤ 生活相談センター（那覇・南部）への相談員派遣
- ⑥ 総合相談センターの紹介（那覇市ひきこもり相談窓口リーフレットへの掲載依頼）
- ⑦ ふれあい福祉相談室（定例）（那覇市社会福祉協議会）への相談員派遣

イ 多重債務者相談強化キャンペーン、自殺対策事業、消費者月間等

- ① 市町村職員向け研修会（沖縄市役所）への講師派遣
- ② 多重債務無料法律相談会（12 月 20 日（水）午前 10 時から午後 4 時まで、那覇市首里地域内公民館。12 月 5 日（火）午前 10 時から午後 4 時まで、宜野湾市役所。11 月 2 日（木）午後 1 時から午後 4 時

まで、うるま市役所)への相談員派遣
ウ 県内各自治体との空き家等の対策の推進するに関する協定に基づく
相談員派遣要請は無かった。

(2) 沖縄土業ネットワーク協議会

ア くらしと事業のよろず相談会(11月4日(土)午前10時30分から
午後4時30分まで、沖縄県立博物館。)への相談員派遣
イ 同協議会会議への参加(計3回)

(3) 三士会

那覇家庭裁判所主催による「成年後見制度利用促進基本計画に関する協
議会(三士会)」(10月31日(火)、3月22日(金))へ当会会員を派遣し
た。

(4) 法テラス

日本司法支援センター(法テラス)の行う法律扶助事業等に協力し、司
法書士の相談員登録及び法テラス事業の利用の促進を奨励した。

4. その他課題対応

(1) 社会貢献活動及び権利擁護事業

上記1.(2)エの相談会並びに上記1.(4)ア及び同エの相談会を実
施した。

(2) 相続登記申請義務化、空き家、所有者不明土地問題への対応

沖縄県行政書士会からの依頼により、相続登記申請義務化をテーマに当
会会員を講師として派遣した。

(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する問題及び自然災害等への対応

新型コロナウイルス感染症に起因する生活・経済的な問題について対応
するため、上記1.(2)エ及び同(4)アのとおりの相談会を実施した。
また、令和6年度能登半島地震が発生したことから、連合会、関連団体及
び関係機関からの情報収集に努め、対応を検討した。

(4) ADR調停センター

全国のADR調停センターの動向を踏まえ、組織面・運用面から当会にお
ける認証の必要性の有無について検討した。

(5) 各委員会との連携

当会各委員会が各種相談事業に積極的に取り組めるよう、委員長合同会
議を中心に意見交換を図った。

(6) DX化、IT活用について

相談事業におけるDX化、IT活用方法について、上記2.(2)のとお
り、NCMSの研究をすすめ、導入準備をおこなった。

(7) 事務局業務負担の軽減、相談事業部の体制強化

事務局業務の負担を軽減するため、相談事業部の役割を整理し、担当事務範囲の明確化に努めた。相談事業部の部員間連携の強化を図りつつ、特に上記1.（2）才①の事業については、事業当日の事務局職員の勤務を求めず、役員のみでの運営をおこなった。

(8) 司法書士の専門性を活かした相談会の開催

司法書士の専門性を活かした相談会、社会ニーズに応えた新たな分野の相談会実施を検討するため、九州ブロック司法書士会協議会各県部長連絡協議会、相談事業推進に関する全国実務担当会議などに出席し、全国の取組みについての情報を収集した。

(9) 会員参加型相談事業の運営

多くの会員が取り組みやすい相談事業とするため、相談事業に係る相談員募集の際、QRコードを利用した募集案内を作成し、これを導入した。

